

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	藤代1号池地区	平成17年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	八池西地区	平成17年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	つんぼ池地区	平成17年3月15日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業 (かんがい排水事業)	新池1号地区	平成17年2月28日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業 (かんがい排水事業)	素源谷上池地区	平成17年2月28日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業 (かんがい排水事業)	奥池下池地区	平成17年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	坊の奥下池地区	平成18年3月20日
〃	香川用水非受益地域用水確保事業 (かんがい排水事業)	坊の奥下池地区	平成18年3月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	宮東地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上樋地区	平成19年3月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西表地区	平成19年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	本樋筋地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	奥池地区	平成19年2月28日